

# 1

## コンプライアンス体制の 作り方

Q15

コンプライアンス体制の基本はどのようなものか。

A

本部にコンプライアンスの統括部署があり、本部各部・各営業店にコンプライアンス担当者がある、というのが一般的な体制です。

また、「倫理規定」など基本ルール書を制定・配布することが必要となるでしょう。

本部に統括部署、各店舗に担当者を置く

コンプラ氏 コンプライアンスを実行する体制はどのように考えればよいのでしょうか。

倫理課長 会社全体で考えれば、名称はともかく、本部にコンプライアンスの統括部署があり、本部各部・各営業店にコンプライアンス担当者がある、というのが一般的な体制です。

コンプライアンス統括部署は全体の体制やルールの明確化、施策徹底を立案・実施します。また、各コンプライアンス担当者から各種の報告・連絡を受け、場合によっては、専門部署の協力を得ながら、対応策をコンプライアンス担当者に指示します。

各コンプライアンス担当者は、自分の部店内のコンプライアンスに関する相談を受け、具体的に指示するとともに、コンプライアンス統括部署と連絡をとり、施策徹底などを図ります。

コンプラ氏 注意すべき点はありますか。

倫理課長 コンプライアンス統括部署はある程度経営と距離を置くほうが望ましいでしょう。また、大きな権限を持っており、人材がそろっているなど、組織のなかでも相応の「強さ」が必要です。コンプライアンス統括部署自体が

法務部門である必要はありませんが、常に法務部門と密着していることは必要不可欠です。

コンプライアンス担当者の配置のあり方については、各銀行の実情に応じて工夫を凝らすことが必要でしょう。各コンプライアンス担当者は兼務でもかまいませんが、コンプライアンス統括部署と密接に連絡を取り合う必要があります。また、コンプライアンス統括部署は各コンプライアンス担当者の役割を明示し、的確な指示を出すことが必要です。

### 倫理規定を策定・配布する

コンプラ氏 組織のほかに注意すべき点は何ですか。

倫理課長 会社全体としては経営者自身が、営業店では支店長自身が、コンプライアンスの重要性を理解し、自ら進めていくことが重要です。

また、基本ルールを明示した「倫理規定」などを策定・配布することが必要です。これは従来、社会規範などは「常識」として、必ずしも明文化されていない場合が多いからです。金融機関として、営業店として、行なって良いことと悪いことをはっきりさせておくことが大事です。

そのほかコンプライアンス関係などの相談窓口を明確にしておくこと、事後チェックとしての検査（監査）体制を整備することも必要になってきます。

ときには、各部・営業店単位での「コンプライアンス・セミナー」を実施することも必要となります。金融機関の部署は多岐にわたっているので、①共通項目と②各部署での個別項目について行なうことになるでしょう。

